

行 政 監 查

目 次

行政監査結果報告書

第1	監査のテーマ及び実施概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の実施概要	1
(1)	監査の着眼点	1
(2)	監査の対象	1
(3)	監査の方法	1
(4)	監査の期間	1
第2	補助金等の交付事務について	2
1	補助金等の交付事務に関する規定について	2
2	補助金等の概算払について	4
3	補助金等の交付額の確定に係る手続について	5
第3	部局等の補助金等の概要	6
1	部局等の補助金等の交付状況について	6
(1)	部局等の交付確定額及び概算払額の状況	6
(2)	部局等の概算払における補助金等の種別ごとの状況	8
第4	監査の結果	9
1	補助金等の交付事務における監査結果	9
(1)	交付申請の審査・交付決定の事務	9
(2)	補助金等の概算払の交付事務	10
(3)	実績報告の審査及び交付額の確定の事務	10
2	補助金等の概算払における監査結果	12
(1)	概算払を必要とする理由	12
(2)	概算払の交付時期	13
(3)	概算払の交付額	15
3	まとめ	18
第5	意見	19

高知市監査委員定期監査等結果に係る取扱基準

区分	評価の基準
指摘	次の事項に該当し、改善等を要するもので、監査委員が、措置通知を求めることが必要であると認めるもの (1) 法令等（条例，規則，要綱，要領，基準等を含む。以下同じ。）に違反する事務手続で，市又はその他の者に損害を与え，又は与えるおそれのあるもの (2) 正確性，経済性，効率性，有効性等に欠如又は疑義があり，改善等を要する事務手続 (3) 行財政運営，内部統制及びリスク管理の面で改善等を要する事務手続 (4) 事務手続上の誤りであるが常態化しており，何らかの改善を要するもの (5) その他，監査委員が，指摘事項とすることが必要であると認めるもの
指導	指摘の(1)から(4)までに掲げるもののうち，事務手続上の軽微な誤り等のほか，監査委員が，指導することが必要であると認めるもの
意見	(1) 経済性，効率性及び有効性並びに内部統制の観点から検討する必要があると認めるもの (2) その他監査委員が，特に要望する必要があると認めるもの
勧告	定期監査等の結果に関する報告のうち，監査委員が，議会，長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員において特に措置を講ずる必要があると認めるもの

7 重 高 監 第 2 号

令和 7 年 4 月 11 日

高知市長 桑 名 龍 吾 様
高知市議会議長 平 田 文 彦 様

高知市監査委員 細 川 哲 也
高知市監査委員 金 子 努
高知市監査委員 長 尾 和 明
高知市監査委員 浜 口 佳寿子

令和 6 年度行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 10 項の規定による意見を添えて提出します。

行政監査結果報告書

第1 監査のテーマ及び実施概要

1 監査のテーマ

補助金等の交付事務について

2 監査の目的

補助金等は、地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に対価なくして支出するものであり、本市においても補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号。以下「条例」という。）や高知市補助金等交付基準（以下「基準」という。）及び補助金交付要綱等（以下「要綱等」という。）に定められた事項に基づき交付している。

また、補助金等については、基準に基づき、債務が確定した後に支払う（以下「完了払」という。）ことを原則としているが、補助対象事業の性質上、概算払によらなければ補助金の交付の目的を達成できないなどの特別な事情がある場合には概算払により交付することができるとされており、その交付に当たっては、行政目的を達成する上で最も効率的で有効な手法であることが求められている。

そこで、本市の補助金等の交付事務に関する状況を調査し、適正・適切に事務の執行がなされているかについて、その実態から問題点を検証することにより、今後の補助金等の交付事務に関する適切な手続に資することを目的に監査を実施することとした。

3 監査の実施概要

(1) 監査の着眼点

監査に当たっては、合規性、経済性、効率性の観点から特に以下の項目に着眼して実施した。

ア 補助金等の交付事務について

イ 補助金等の概算払について

(2) 監査の対象

監査に当たっては、令和6年度定期監査において対象となる9部局等53課等（以下「部局等」という。）が所管している補助金等のうち、令和5年度現年度予算で支出し、年度内に事業が完了した補助金等を対象とした。

(3) 監査の方法

監査に当たっては、部局等から提出された定期監査資料とともに調査表を集計・分析するほか、関係書類との突合による調査及びその他必要と認める手続によって監査した。

(4) 監査の期間

令和6年9月2日から令和7年3月27日まで

第2 補助金等の交付事務について

1 補助金等の交付事務に関する規定について

補助金等の交付事務に関して、国では、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）が定められている。

本市においては、条例及び基準に基づき、また各所管課等で、補助制度ごとに補助の目的や内容、交付要件、補助金額の算定方法などの補助金等の交付に必要な事項を要綱等として定め、次ページに示す「補助金等の交付事務の主な流れ」のとおり交付事務を進めているところである。

このうち、条例の規定では、以下のとおり、補助金等の交付申請、補助金等の交付の決定、補助事業執行者の義務、完了報告及び調査、補助金等の交付について定められている。

【補助金等の交付に関する条例（抜粋）】

(1) 補助金等の申請

第2条第1項 補助金等の交付の申請をしようとする者は、毎会計年度ごとに補助事業等の内容、補助事業等に要する経費、補助申請額等所要の事項を記載した補助金等交付申請書に参考資料を添付して市長に提出しなければならない。

(2) 補助金等の交付の決定

第3条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、毎会計年度の予算の範囲内において、法令又は条例、規則その他予算の目的に違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、事業内容等が適正かどうかを調査し、適正と認めるときは、補助金等の交付の決定をするものとし、必要に応じ、申請書の内容を変更して決定することができる。

第4条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合においては、補助金等の目的に照し、必要な条件を附することができる。

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をしようとする場合において特定の経費については、所定の基準により、現地につき実地調査をし、その結果申請が正当なものであることを確認した上で交付の決定をする。

(3) 補助事業執行者の義務

第7条 補助金等の交付の決定を受けた者は、法令等及び補助条件その他市長の指示するところに従い、補助事業等を執行しなければならない。

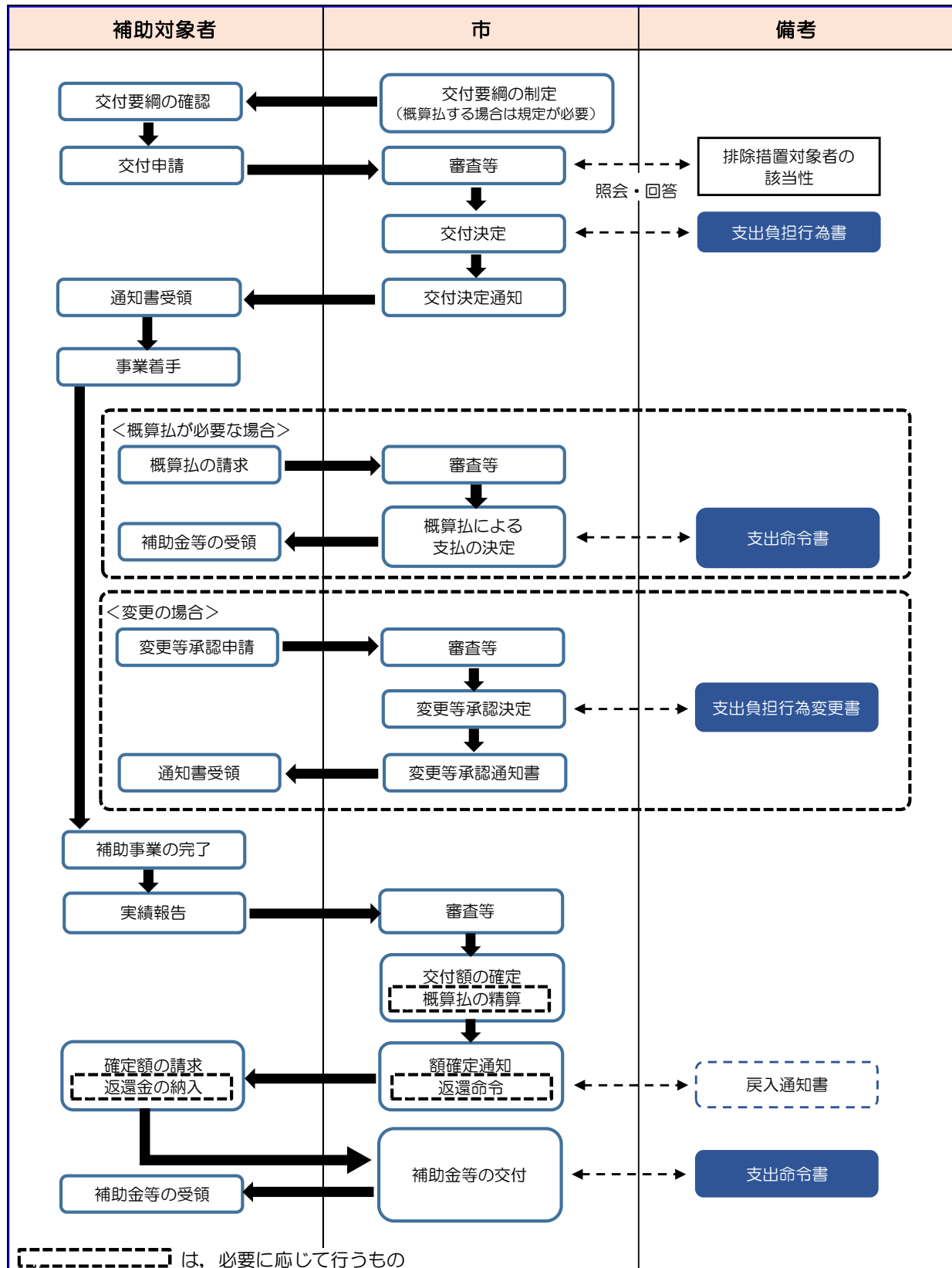
(4) 完了報告及び調査

第10条第1項 市長は、補助事業等の完了報告があったときは、所定の基準により、現地につき調査し、完了の認定をした上で補助金等の交付をしなければならない。

(5) 補助金等の交付

第11条 市長は、補助事業等の完了の認定をした場合においては、その旨を補助事業等の執行者に通知し、その申請によって補助金等の交付をする。

図 補助金等の交付事務の主な流れ



2 補助金等の概算払について

本市が行う補助金等の交付は、前記のとおり完了払を原則としているが、特別な事情がある場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第162条及び基準の規定により、概算払ができるとされており、その事務においては、補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）から提出された概算払請求書を十分に審査した上で交付することとされている。

また概算払は、債務の金額が確定していないものについて事前に債務の金額を概算して支出するものであるから、その性質上事後において必ず精算を行い、確定した債務の金額が概算払により支出した額を下回り、剰余が生じた場合、補助対象者に対して返還を求めることになる。

なお、施行令及び基準における概算払の規定は、次のとおりである。

【地方自治法施行令（抜粋）】

第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 補助金、負担金及び交付金
- (4) 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- (5) 訴訟に要する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

【高知市補助金等交付基準（抜粋）】

4 完了払の原則

(1) 完了払

補助金は、補助金等の交付に関する条例においては完了払を前提としているところであり、完了払による交付を原則とする。

(2) 概算払

補助対象事業の性質上、概算払によらなければ補助金の交付の目的を達成できないなどの特別な事情がある場合には、(1)にかかわらず、概算払により交付することができるものとする。なお、この場合には、要綱等において概算払により交付することができる旨規定しておかなければならない。

5 剰余金の精算原則

概算払により補助金を交付した事業に係る収支において剰余が生じたときは、これを精算の上、返還させるものとし、翌年度事業への繰越や、基金等の積立金や他の事業への充当は認めない。ただし、次に掲げる場合にあっては、翌年度事業へ繰越し、又は基金等に積み立てることができる。

- (1) 団体補助の場合であって、当該団体の運営基盤を確立するための経過的措置として翌年度事業への繰越が必要と認められる場合
- (2) 事業補助の場合であって、補助対象事業に要する経費の年度間の増減が著しく、かつ、その予測ができないことが常態としてある事業で、本市からの補助金を充当してもなお経費が不足する事態を回避するための経過的措置として剰余金の積立が必要と認められる場合

3 補助金等の交付額の確定に係る手続について

補助対象者は事業が完了したときは、条例、基準及び要綱等の定めにより、速やかに実績報告書に関係書類を添えて市長に報告しなければならないとされている。

また、市長は、補助対象者から実績報告書による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、額確定通知書により補助対象者に通知するものとされており、これによって、補助金等の交付額の確定手続が完了することとなっている。

なお、確定した補助金等の額（以下「交付確定額」という。）を超えて補助金等を概算払により交付しているときは、期限を定めて、交付確定額との差額の返還を命じなければならないとされている。

第3 部局等の補助金等の概要

1 部局等の補助金等の交付状況について

(1) 部局等の交付確定額及び概算払額の状況

部局等の交付確定額及び概算払額の状況は表1のとおりである。令和5年度に交付確定した件数及び金額は1,533件(2,270,865,998円)であり、こども未来部が549件(1,223,718,518円)と最も多くなっており、次いで商工観光部が185件(589,168,791円)と多額になっている。

前記のうち、概算払した件数及び金額は306件(1,400,514,208円)であり、こども未来部が251件(1,005,432,960円)と最も多く、次いで商工観光部が12件(238,555,948円)となっている。

表 1 部局等の交付確定額及び概算払額の状況

(単位：円)

部局等	所管部署 課等	令和5年度交付確定額		うち概算払額	
		件数	金額	件数	金額
議会事務局	庶務課	3	1,118,623	1	555,023
	議事調査課	0	0	0	0
	計	3	1,118,623	1	555,023
こども未来部	こども政策課	0	0	0	0
	子育て給付課	51	35,178,722	1	864,000
	子ども育成課	29	82,338,893	7	38,215,801
	母子保健課	0	0	0	0
	子ども家庭支援センター	1	8,155,000	1	8,155,000
	保育幼稚園課	468	1,098,045,903	242	958,198,159
	計	549	1,223,718,518	251	1,005,432,960
商工観光部	産業政策課	69	327,955,787	2	33,137,000
	商業振興・外商支援課	99	49,654,056	3	14,005,000
	観光企画課	0	0	0	0
	観光魅力創造課	15	211,258,948	5	191,113,948
	公営事業課	2	300,000	2	300,000
	計	185	589,168,791	12	238,555,948
農林水産部	農林水産課	120	37,922,443	7	9,793,839
	鏡地域振興課	11	9,463,347	0	0
	土佐山地域振興課	11	41,539,619	4	25,960,000
	春野地域振興課	36	46,397,867	8	8,540,704
	耕地課	11	10,392,800	2	3,200,000
	市場課	0	0	0	0
	計	189	145,716,076	21	47,494,543
都市建設部	都市建設総務課	1	43,431,266	1	43,431,266
	技術監理課	0	0	0	0
	都市計画課	0	0	0	0
	市街地整備課	0	0	0	0
	建築指導課	146	161,058,000	0	0
	住宅政策課	7	43,584,900	7	43,584,900
	公共建築課	0	0	0	0
	みどり課	2	5,916,665	2	5,916,665
	道路管理課	0	0	0	0
	道路整備課	0	0	0	0
	河川水路課	0	0	0	0
	計	156	253,990,831	10	92,932,831
会計管理者	出納課	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
上下水道局	企画財務課	0	0	0	0
	総務課	0	0	0	0
	技術監理課	0	0	0	0
	お客さまサービス課	334	34,731,781	0	0
	管路管理課	0	0	0	0
	水道整備課	0	0	0	0
	浄水課	0	0	0	0
	下水道整備課	0	0	0	0
	下水道施設管理課	0	0	0	0
	計	334	34,731,781	0	0
教育委員会事務局・ 教育機関	教育政策課	1	413,000	0	0
	学校教育課	17	8,748,216	5	6,360,963
	学校環境整備課	91	3,881,722	0	0
	青少年・事務管理課	6	7,957,940	5	7,907,940
	人権・こども支援課	2	1,420,500	1	1,274,000
	図書館・科学館課	0	0	0	0
	教育研究所	0	0	0	0
	少年補導センター	0	0	0	0
	商業高等学校	0	0	0	0
	計	117	22,421,378	11	15,542,903
行政委員会	公平委員会事務局	0	0	0	0
	選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
	農業委員会事務局	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会事務局	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
合 計		1,533	2,270,865,998	306	1,400,514,208

全体に占める 概算払の割合	件数	20.0%
	金額	61.7%

(注) 表中の「件数」は財務会計システムの支出負担行為件数, 「金額」は戻入額を控除したもの(以下の表において同じ)

(2) 部局等の概算払における補助金等の種別ごとの状況

部局等の概算払における補助金等の種別ごとの状況は表2のとおりである。補助金額では「事業費補助」が252件（1,130,556,170円）と最も多く、次いで「団体運営費補助」が24件（154,197,879円）となっている。

なお、「利子補給金」については、29件（115,473,159円）であり、交付している課等は保育幼稚園課の1課のみである。

表2 部局等の概算払における補助金等の種別ごとの状況

（単位：円）

所管部署		事業費補助		団体運営費補助		利子補給金		その他		合計	
部局等	課等	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
議会事務局	庶務課	1	555,023	0	0	0	0	0	0	1	555,023
	計	1	555,023	0	0	0	0	0	0	1	555,023
こども未来部	子育て給付課	1	864,000	0	0	0	0	0	0	1	864,000
	子ども育成課	7	38,215,801	0	0	0	0	0	0	7	38,215,801
	子ども家庭支援センター	1	8,155,000	0	0	0	0	0	0	1	8,155,000
	保育幼稚園課	212	842,479,000	1	246,000	29	115,473,159	0	0	242	958,198,159
	計	221	889,713,801	1	246,000	29	115,473,159	0	0	251	1,005,432,960
商工観光部	産業政策課	0	0	2	33,137,000	0	0	0	0	2	33,137,000
	商業振興・外商支援課	3	14,005,000	0	0	0	0	0	0	3	14,005,000
	観光魅力創造課	3	132,681,948	2	58,432,000	0	0	0	0	5	191,113,948
	公営事業課	2	300,000	0	0	0	0	0	0	2	300,000
	計	8	146,986,948	4	91,569,000	0	0	0	0	12	238,555,948
農林水産部	農林水産課	5	8,398,839	1	1,108,000	0	0	1	287,000	7	9,793,839
	土佐山地域振興課	4	25,960,000	0	0	0	0	0	0	4	25,960,000
	春野地域振興課	3	8,165,994	5	374,710	0	0	0	0	8	8,540,704
	耕地課	0	0	2	3,200,000	0	0	0	0	2	3,200,000
	計	12	42,524,833	8	4,682,710	0	0	1	287,000	21	47,494,543
都市建設部	都市建設総務課	0	0	1	43,431,266	0	0	0	0	1	43,431,266
	住宅政策課	7	43,584,900	0	0	0	0	0	0	7	43,584,900
	みどり課	2	5,916,665	0	0	0	0	0	0	2	5,916,665
	計	9	49,501,565	1	43,431,266	0	0	0	0	10	92,932,831
教育委員会事務局	学校教育課	0	0	5	6,360,963	0	0	0	0	5	6,360,963
	青少年・事務管理課	0	0	5	7,907,940	0	0	0	0	5	7,907,940
	人権・こども支援課	1	1,274,000	0	0	0	0	0	0	1	1,274,000
	計	1	1,274,000	10	14,268,903	0	0	0	0	11	15,542,903
合 計		252	1,130,556,170	24	154,197,879	29	115,473,159	1	287,000	306	1,400,514,208
全体に占める割合		82.4%	80.7%	7.8%	11.0%	9.5%	8.2%	0.3%	0.0%		

【補助金等種別の説明】

事業費補助・・・事業に要する経費の一部又は全部を補助するもの

団体運営費補助・・・団体の運営に必要な経費の一部又は全部を補助するもの

利子補給金・・・資金の借入にかかる利子の支払に要する経費の一部又は全部に充てるため、金銭を補給するもの

その他・・・・・・前記以外のもの（地域おこし協力隊に対する家賃補助）

第4 監査の結果

1 補助金等の交付事務における監査結果

補助事業は、前記のとおり、補助対象者からの交付申請、市による審査・交付決定、事業着手、事業完了、実績報告、交付額の確定、補助金等の交付等により実施されている。なお、補助金等の交付は完了払を原則とするが、特別な事情がある場合には概算払ができるとされている。

そこで、部局等について、交付申請に対する審査及び交付決定並びに実績報告に対する審査及び交付額の確定が、要綱等に基づき適正・適切に実施されているかなどについて監査した。

(1) 交付申請の審査・交付決定の事務

補助金等の交付は、「申請主義」、「書面主義」とされ、補助対象事業の目的及び内容、補助対象事業に要する経費、その他必要な事項を記載した交付申請書に要綱等で定められた書類を添え、期日の定めがあるものについてはその期日までに申請しなければならないとされている。

また、市長は、補助金等の交付申請があったときは、予算の目的に違反しないか、金額の算定に誤りがないか、事業内容等が適正かを審査し、毎会計年度の予算の範囲内において補助金等の交付の可否を決定し、適当と認めたときは交付決定通知書により、補助対象者に通知するものとされている。

そこで、以下の観点から監査した。

ア 補助金等の交付申請は要綱等に基づき適正・適切に実施されているか

イ 補助対象事業の目的及び内容が適正であり、法令等及び予算に定めるところに違反していないか

ウ 補助対象事業に要する経費は適正に算定されているか

その結果、交付申請の審査・交付決定の事務について、次のような事態が見受けられた。

【事例1 要綱等に定める申請期日を過ぎて交付申請されているもの】

A課は、補助金(7,400,000円)の交付決定に当たり、補助対象者が要綱等に定める期日を1日超過して交付申請書を提出しているにもかかわらず、これを受領して交付決定を行っている。

補助金等の交付は申請主義であり、要綱等に定める期日までに補助対象事業の目的、内容等を記載した交付申請書に、事業計画書、収支予算書、補助対象事業に要する経費の算定根拠等の書類を添えて申請することが求められている。

【事例2 交付決定の前に補助対象事業が開始されているもの】

B課は、補助金(2,007,000円)の交付決定に当たり、補助対象者が交付申請日(6月16日)や交付決定日(6月20日)よりも前(5月23日)に補助対象事業を開始し、ほかの補助金(800,000円)についても、交付申請日(5月22日)や交付決定日(5月29日)よりも前(4月1日)に補助対象事業を事前に開始しているにもかかわらず、交付決定を行っている。

補助事業は、原則、交付決定前の着手が認められていない。

【事例3 要綱等に定める書類の一部が未提出であったり、不明であったりしているもの】

C課は、補助金（700,000円）の交付決定に当たり、補助対象者が交付申請書に添えて提出した事業計画書等の書類の一部において、当該事業の活動時期や収入時期等が不明であるにもかかわらず、交付決定を行っている。

交付申請の審査の事務は、交付申請された補助対象事業が要綱等に定める目的、内容、補助対象事業に要する経費に対して適正・適切であるかを審査するものであるから、補助対象者からは、要綱等に定める事業計画書、収支予算書、補助対象事業に要する経費の算定根拠等の書類を提出させて審査する必要がある。

【事例4 交付申請に係る書類等に誤りや不備があるにもかかわらず交付決定をしているもの】

D課は、補助対象者が実施する補助対象事業（補助対象経費 85,521,098円）に対して補助金（32,032,000円）の交付決定を行い同額を交付している。しかし、補助対象者が当初提出した交付申請書の補助対象経費に誤りがあり、正しい補助対象経費は 95,701,098円である。

なお、本件事業の交付確定額は、補助対象経費か補助対象限度額のいずれか少ない金額により決定されることから、結果として交付確定額に変動は生じていない。

このほか、補助対象者から提出された交付申請に係る書類等において、鉛筆や消すことのできるボールペンで記載されているもの、訂正方法が適切でないものなどの事態が多数見受けられた。

補助金等の交付申請の審査・交付決定の事務は、適正・適切に行う必要がある。

(2) 補助金等の概算払の交付事務

補助金等の交付は完了払を原則とするが、補助対象事業の性質上、概算払によらなければ補助金の交付の目的を達成できないなどの特別な事情がある場合については概算払ができるとされている。

そこで、以下の観点から監査した。

ア 概算払の交付事務は適正・適切に実施されているか

イ 交付された補助金等は、精算により返還がある場合は速やかに返還されているか

その結果、概算払の交付事務について、次のような事態が見受けられた。

【事例5 補助金等の交付決定と概算払を同時に決裁し交付しているもの】

E課は、補助金（6,553,000円）の交付決定と同時に、概算払により補助金等を交付する決裁文書を起案し、決裁している。

要綱等によれば、補助対象者が補助金等の概算払を受けようとするときは、交付決定の通知を受けた後に、概算払請求書により、市長に請求しなければならないとされていることから、交付決定と概算払を同時に決裁することは適切ではない。

(3) 実績報告の審査及び交付額の確定の事務

補助対象者は、要綱等において、補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書に係る書類を添えて市長に報告しなければならないとされている。また、市長は、実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、額確定通知書により補助対象者に通知するものとされている。

そこで、以下の観点から監査した。

ア 実績報告書の添付書類は、事業内容を確認するのに十分なものであり内容に不整合はないか

イ 審査は適正・適切に行われ、審査後速やかに交付額の確定が行われているか

ウ 交付された補助金等は、精算により返還がある場合は速やかに返還されているか

その結果、実績報告の審査及び交付額の確定の事務について、次のような事態が見受けられた。

【事例 6 収支見込額に基づき審査し、交付額の確定を行っているもの】

F 課は、補助対象者が提出した実績報告書の審査に当たり、補助対象事業の完了日が 3 月 31 日であるにもかかわらず、補助対象者が 3 月 12 日付けで提出した「収支計算書（見込み）」に基づき審査し、交付額の確定（413,000 円）を行っている。

実績報告の審査及び交付額の確定の事務は、補助対象事業の収支が確定した収支計算書等に基づき実施する必要がある。

【事例 7 実績報告書の審査が適切ではなく、交付決定額に過不足が生じているもの】

G 課は、4 補助対象者（合計：2,852,400 円）が提出した実績報告書の審査に当たり、補助対象期間 77 日を誤って 72 日と記載していたり、補助対象期間外の勤務日数が含まれていたりにしていてもかかわらず、交付決定額と同額で交付額の確定を行っている（過少 46,400 円、同 17,100 円、過大 60,300 円、同 4,600 円、計 4 件）。

なお、過大となった補助金相当額については、各補助対象者から 7 年 2 月までに返還されている。

実績報告の審査及び交付額の確定の事務は、実績報告書に誤りがないかなど関係書類に基づき適正・適切に行う必要がある。

前記のとおり、補助金等の交付申請、交付決定、概算払、実績報告、交付額の確定等の事務において、審査や経費の算定等が十分ではない事態が多数見受けられたことは適切ではなく、是正改善の必要があると認められる。

2 補助金等の概算払における監査結果

基準等によると、補助金等の交付については、前記のとおり完了払が原則とされている一方、補助対象事業の性質上、概算払によらなければ補助金の交付の目的を達成できないなどの特別な事情がある場合には、概算払により交付することができることとされている。

概算払は、事業の完了前に補助金等を交付するものであることから、補助対象事業の実施方法が不適切と認められたり、中止又は廃止したりしたときは、交付決定の取消しを行い、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならないとされている。

また、補助等の金額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならないとされている。

そのため、概算払により補助金等を交付する場合は、概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等が適正・適切かどうかを慎重かつ十分に審査する必要がある。

そこで、補助金等のうち、概算払をした306件(1,400,514,208円)について、概算払を必要とする理由、交付時期や交付額等の審査等が適正・適切なものとなっているかなどについて監査した。

(1) 概算払を必要とする理由

ア 概算払の意思決定

前記のとおり、補助金等の交付は完了払が原則とされており、概算払は例外とされていることから、概算払に係る意思決定に当たっては慎重かつ十分に審査する必要がある。

公文書管理規程第9条によれば、意思決定に至る過程並びに同部局の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている。

そこで、概算払に係る意思決定の決裁文書が作成されているかについて監査したところ、表3のとおり、意思決定の決裁文書を作成しないまま、概算払請求書を支出命令書に添付し、支払を行っているものが、4部局等4課等5件(7,177,875円)見受けられた。

また、概算払については、補助金等の交付決定後に補助対象者から概算払請求書により請求されるものであるから、概算払を必要とする理由の審査は交付決定後に行われるものである。

しかし、交付決定の起案時に概算払についても同時に意思決定しているものが1部局等1課等2件(5,916,665円)見受けられた。

表3 概算払の意思決定が不適切なもの

(単位：円)

区 分	部局等	課等	件数	概算払額
概算払に係る意思決定の決裁文書を作成せず、概算払をしているもの	4	4	5	7,177,875
概算払の意思決定が交付決定と同時にされているもの	1	1	2	5,916,665
合 計	5	5	7	13,094,540

イ 概算払の審査に係る書類の有無

補助金等の概算払に当たっては、補助対象者から提出された概算払請求書に添付されている収支予算書等の書類に基づき、概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等を審査し、交付する必要がある。

そこで、概算払の審査に係る書類の有無について監査したところ、表4のとおり、概算払を必要とする理由を裏付ける具体的な書類が添付されていないものや根拠が明確でないものが、4部局等7課等17件(34,397,125円)見受けられた。

これらについてみると、概算払を必要とする理由の多くが「資金繰りが困難なため」、「事業に要する経費を速やかに支払うため」となっているものの、添付された収支予算書等では、資金繰りが困難な状況や事業に要する経費の支出時期など、概算払を必要とする理由を裏付ける書類や根拠が不明確となっている。

表4 概算払を必要とする理由を裏付ける書類や根拠が不明確なもの (単位：円)

区 分	部局等	課等	件数	概算払額
概算払の審査に係る書類（概算払を必要とする理由の根拠となるもの）が添付されていないもの	4	7	17	34,397,125

(2) 概算払の交付時期

補助金等の概算払に当たっては、交付する時期についても慎重かつ十分に審査する必要がある。

そこで、交付時期別の実績について監査したところ、表5のとおり、「年度当初に一括交付」しているものが14件（174,478,724円）であり、その金額の多くが観光魅力創造課の補助金等3件（155,613,948円）であり、さらにそのうち2件（154,733,948円）は、公益社団法人高知市観光協会の運営及び事業に要する経費に対する補助金等となっている。

次に、「半期ごとに交付」が149件（730,869,760円）で、件数、金額ともに最も多くなっている。「四半期ごとに交付」は2件（49,212,766円）のみであり、その金額の多くは、都市建設総務課の公益財団法人高知市都市整備公社の運営及び事業の経費に対する補助金等（43,431,266円）である。

このほか、補助対象者の請求の都度交付している「随時交付」が141件（445,952,958円）となっている。

表5 部局等の交付時期別の実績

(単位：円)

所管部署		年度当初に一括交付		半期ごとに交付		四半期ごとに交付		随時交付		合計	
部局等	課等	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
議会事務局	庶務課	0	0	0	0	0	0	1	555,023	1	555,023
	計	0	0	0	0	0	0	1	555,023	1	555,023
こども未来部	子育て給付課	1	864,000	0	0	0	0	0	0	1	864,000
	子ども育成課	0	0	4	31,868,001	0	0	3	6,347,800	7	38,215,801
	子ども家庭支援センター	1	8,155,000	0	0	0	0	0	0	1	8,155,000
	保育幼稚園課	0	0	144	679,001,759	0	0	98	279,196,400	242	958,198,159
	計	2	9,019,000	148	710,869,760	0	0	101	285,544,200	251	1,005,432,960
商工観光部	産業政策課	0	0	0	0	0	0	2	33,137,000	2	33,137,000
	商業振興・外商支援課	0	0	0	0	0	0	3	14,005,000	3	14,005,000
	観光魅力創造課	3	155,613,948	0	0	0	0	2	35,500,000	5	191,113,948
	公営事業課	0	0	0	0	0	0	2	300,000	2	300,000
	計	3	155,613,948	0	0	0	0	9	82,942,000	12	238,555,948
農林水産部	農林水産課	0	0	0	0	0	0	7	9,793,839	7	9,793,839
	土佐山地域振興課	0	0	1	20,000,000	0	0	3	5,960,000	4	25,960,000
	春野地域振興課	5	374,710	0	0	0	0	3	8,165,994	8	8,540,704
	耕地課	0	0	0	0	0	0	2	3,200,000	2	3,200,000
	計	5	374,710	1	20,000,000	0	0	15	27,119,833	21	47,494,543
都市建設部	都市建設総務課	0	0	0	0	1	43,431,266	0	0	1	43,431,266
	住宅政策課	0	0	0	0	1	5,781,500	6	37,803,400	7	43,584,900
	みどり課	1	4,868,955	0	0	0	0	1	1,047,710	2	5,916,665
	計	1	4,868,955	0	0	2	49,212,766	7	38,851,110	10	92,932,831
教育委員会事務局	学校教育課	3	4,602,111	0	0	0	0	2	1,758,852	5	6,360,963
	青少年・事務管理課	0	0	0	0	0	0	5	7,907,940	5	7,907,940
	人権・こども支援課	0	0	0	0	0	0	1	1,274,000	1	1,274,000
	計	3	4,602,111	0	0	0	0	8	10,940,792	11	15,542,903
合 計		14	174,478,724	149	730,869,760	2	49,212,766	141	445,952,958	306	1,400,514,208
全体に占める割合		4.6%	12.5%	48.7%	52.2%	0.7%	3.5%	46.1%	31.8%		

(注1) 「随時交付」・・・年度当初（4月～5月）や半期等の決まった時期に交付しているのではなく、補助対象者から交付請求があった際に随時交付しているもの

(注2) 「年度当初に一括交付」・・・年度当初（4月～5月）に補助対象者から交付請求があり、交付決定額の全額を一括して交付しているもの

このうち、年度当初に一括交付している14件（174,478,724円）の内容についてみると、表6のとおり、交付決定後すぐに実施が予定されている事業に要する経費に対して、年度当初に補助金等を支払うために年度当初等に一括交付しているものが3部局等3課等4件（122,384,007円）あり、その多くが事業費補助となっている。

また、人件費や需用費等の年間を通して必要となる経費に対して、年度当初に補助金等を一括交付しているものが4部局等5課等10件（52,094,717円）あり、その多くが団体運営費補助となっている。

表6 年度当初に一括交付している補助金等

（単位：円）

区 分	部局等	課等	件数	概算払額
交付決定後すぐに実施が予定されている事業に要する経費に対するもの	3	3	4	122,384,007
うち事業費補助	2	2	3	121,050,903
うち団体運営費補助	1	1	1	1,333,104
年間を通して必要となる経費に対するもの	4	5	10	52,094,717
うち事業費補助	1	2	2	9,019,000
うち団体運営費補助	3	3	8	43,075,717
合 計	5	6	14	174,478,724

（注）部局等及び課等の合計は、各区分で重複するものを除いている。

そこで、団体運営費補助の交付時期についてみると、表7のとおり、概算払をした306件のうち、団体運営費補助は24件（154,197,879円）であり、年度当初に一括交付しているものが9件（44,408,821円）、随時に交付しているものが14件（66,357,792円）などとなっている。

表7 団体運営費補助の交付時期

（単位：円）

年度当初に一括交付		半期ごとに交付		四半期ごとに交付		随時交付		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
9	44,408,821	0	0	1	43,431,266	14	66,357,792	24	154,197,879

(3) 概算払の交付額

補助金等を概算払により交付する場合は、交付額に多額の剰余金が生じないように、より慎重かつ十分に審査して、適正・適切な交付額を決定する必要がある。

そこで、概算払により交付した306件についてみると、表8のとおり、57件（23,034,507円）において剰余金が生じ、多額の補助金等相当額が返還されている。また、概算払額に対する返還額の占める割合（以下「返還率」という。）が30%以上のものが2部局等2課等13件（10,450,362円）、そのうち50%以上のものが2部局等2課等8件（6,037,262円）となっている。

表8 概算払額に対する返還額及び返還率

（単位：円）

所管部署		10%未満		10%以上30%未満		30%以上50%未満		50%以上		合計	
部局等	課等	件数	返還額	件数	返還額	件数	返還額	件数	返還額	件数	返還額
議会事務局	庶務課	0	0	1	144,977	0	0	0	0	1	144,977
	計	0	0	1	144,977	0	0	0	0	1	144,977
こども未来部	子育て給付課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子ども育成課	3	342,999	0	0	0	0	0	0	3	342,999
	子ども家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育幼稚園課	13	2,120,400	13	5,361,600	5	4,413,100	7	5,980,800	38	17,875,900
	計	16	2,463,399	13	5,361,600	5	4,413,100	7	5,980,800	41	18,218,899
商工観光部	産業政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商業振興・外商支援課	1	495,000	0	0	0	0	0	0	1	495,000
	観光魅力創造課	1	2,198,052	0	0	0	0	0	0	1	2,198,052
	公営事業課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	2,693,052	0	0	0	0	0	0	2	2,693,052
農林水産部	農林水産課	1	1,161	0	0	0	0	0	0	1	1,161
	土佐山地域振興課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	春野地域振興課	2	3,053	1	15,775	0	0	1	56,462	4	75,290
	耕地課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	4,214	1	15,775	0	0	1	56,462	5	76,451
都市建設部	都市建設総務課	1	520,444	0	0	0	0	0	0	1	520,444
	住宅政策課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	みどり課	1	484,045	1	152,290	0	0	0	0	2	636,335
	計	2	1,004,489	1	152,290	0	0	0	0	3	1,156,779
教育委員会事務局	学校教育課	3	15,289	0	0	0	0	0	0	3	15,289
	青少年・事務管理課	1	360,400	1	368,660	0	0	0	0	2	729,060
	人権・こども支援課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	375,689	1	368,660	0	0	0	0	5	744,349
合 計		27	6,540,843	17	6,043,302	5	4,413,100	8	6,037,262	57	23,034,507

前記57件の補助金等の交付時期別の返還件数、返還額についてみると、表9のとおり、四半期ごとに交付されているものを除き、随時交付している28件（11,008,488円）と半期ごとに交付している19件（8,732,899円）、計47件（19,741,387円）が返還件数、返還額とも多くなっている。

表9 補助金等の交付時期別の返還件数、返還額

（単位：円）

返還率	部局等	課等	件数	返還額	内訳（交付時期別）							
					年度当初に一括交付		半期ごとに交付		四半期ごとに交付		随時交付	
					件数	返還額	件数	返還額	件数	返還額	件数	返還額
50%以上	2	2	8	6,037,262	1	56,462	2	3,925,200	0	0	5	2,055,600
30%以上50%未満	1	1	5	4,413,100	0	0	1	1,026,700	0	0	4	3,386,400
10%以上30%未満	5	5	17	6,043,302	1	15,775	4	2,079,900	0	0	12	3,947,627
10%未満	5	10	27	6,540,843	7	2,700,439	12	1,701,099	1	520,444	7	1,618,861
合 計	6	11	57	23,034,507	9	2,772,676	19	8,732,899	1	520,444	28	11,008,488

（注）部局等及び課等の合計は、各区分で重複するものを除いている。

そこで、随時交付をしている前記141件（表5）のうち、補助金等の返還が生じている28件についてみると、表10のとおり、交付回数が1回のものが27件、3回のものが1件となっている。

これらの中には、返還率が30%を超えているものが9件（交付決定額11,365,600円、概算払額11,365,600円、返還額5,442,000円）、このうち50%を超えているものが5件（交付決定額3,194,700円、概算払額3,194,700円、返還額2,055,600円）となっており、中には交付額全額が返還されているもの（交付決定額109,000円、概算払額109,000円、返還額109,000円）や返還額が100万円を超えているものが3件（交付決定額計11,960,500円、概算払額11,960,500円、返還額4,278,200円）などもある。

表10 随時交付されている補助金等の一覧（返還額順）

（単位：円）

No.	交付決定額(※1) A	概算払額				交付確定額 F	返還額 G=E-F	返還率 H=G/E
		1回目 B	2回目 C	3回目 D	合計 E=B+C+D			
1	5,178,000	5,178,000	-	-	5,178,000	3,038,000	2,140,000	41.3%
2	4,496,000	4,496,000	-	-	4,496,000	3,372,000	1,124,000	25.0%
3	3,048,700	2,286,500	-	-	2,286,500	1,272,300	1,014,200	44.4%
4	1,867,100	1,400,300	-	-	1,400,300	448,800	951,500	67.9%
5	1,244,400	1,244,400	-	-	1,244,400	541,300	703,100	56.5%
6	3,746,600	3,746,600	-	-	3,746,600	3,122,000	624,600	16.7%
7	3,604,000	3,604,000	-	-	3,604,000	3,045,600	558,400	15.5%
8	7,500,000	7,500,000	-	-	7,500,000	7,005,000	495,000	6.6%
9	8,398,000	8,398,000	-	-	8,398,000	7,925,900	472,100	5.6%
10	2,007,000	2,007,000	-	-	2,007,000	1,638,340	368,660	18.4%
11	5,603,000	5,603,000	-	-	5,603,000	5,242,600	360,400	6.4%
12	3,114,200	3,114,200	-	-	3,114,200	2,785,500	328,700	10.6%
13	3,985,000	3,985,000	-	-	3,985,000	3,727,000	258,000	6.5%
14	283,000	283,000	-	-	283,000	111,000	172,000	60.8%
15	866,000	866,000	-	-	866,000	695,000	171,000	19.7%
16	536,400	536,400	-	-	536,400	373,200	163,200	30.4%
17	1,200,000	500,000	502,000	198,000	1,200,000	1,047,710	152,290	12.7%
18	700,000	700,000	-	-	700,000	555,023	144,977	20.7%
19	636,000	636,000	-	-	636,000	507,000	129,000	20.3%
20	920,000	920,000	-	-	920,000	791,000	129,000	14.0%
21	919,000	919,000	-	-	919,000	792,000	127,000	13.8%
22	158,000	158,000	-	-	158,000	38,000	120,000	75.9%
23	109,000	109,000	-	-	109,000	0	109,000	100.0%
24	524,000	524,000	-	-	524,000	434,000	90,000	17.2%
25	170,000	170,000	-	-	170,000	101,000	69,000	40.6%
26	2,872,000	2,872,000	-	-	2,872,000	2,840,000	32,000	1.1%
27	600,000	600,000	-	-	600,000	598,839	1,161	0.2%
28	4,199,000	4,199,000	-	-	4,199,000	4,198,800	200	0.0%
合計	68,484,400	66,555,400	502,000	198,000	67,255,400	56,246,912	11,008,488	

（※1）交付決定額は、補助金確定前の3月変更申請分を除いた金額

また、随時交付に次いで返還件数、返還額が多い、半期ごとに交付されている概算払19件についてみると、表11のとおり、19件全てが1回目を交付した後、2回目に交付決定額の残額を交付している。

これらの中には、返還率が30%を超えているものが3件（交付決定額9,278,500円、概算払額9,278,500円、返還額4,951,900円）、このうち50%を超えているものが2件（交付決定額7,160,200円、概算払額7,160,200円、返還額3,925,200円）となっており、中には返還額が100万円を超えているものが2件（交付決定額計7,914,600円、概算払額7,914,600円、返還額計4,171,600円）などもある。

表11 半期ごとに交付されている補助金等の一覧（返還額順）

（単位：円）

No.	交付決定額(※1) A	概算払額			交付決定額=概算払額と なっているもの A=D		交付確定額 E	返還額 F=D-E	返還率 G=F/D
		1回目 B	2回目 C	合計 D=B+C	(※2)	金額			
1	5,796,300	4,347,200	1,449,100	5,796,300	●	5,796,300	2,651,400	3,144,900	54.3%
2	2,118,300	1,588,700	529,600	2,118,300	●	2,118,300	1,091,600	1,026,700	48.5%
3	4,938,800	3,732,700	1,206,100	4,938,800	●	4,938,800	4,078,300	860,500	17.4%
4	1,363,900	1,022,900	341,000	1,363,900	●	1,363,900	583,600	780,300	57.2%
5	2,640,900	1,464,600	1,176,300	2,640,900	●	2,640,900	2,107,200	533,700	20.2%
6	3,801,400	2,344,800	1,456,600	3,801,400	●	3,801,400	3,389,500	411,900	10.8%
7	5,050,700	3,788,000	1,262,700	5,050,700	●	5,050,700	4,681,800	368,900	7.3%
8	9,765,800	7,324,300	2,441,500	9,765,800	●	9,765,800	9,399,100	366,700	3.8%
9	6,269,900	4,702,400	1,567,500	6,269,900	●	6,269,900	5,926,700	343,200	5.5%
10	2,510,400	1,882,800	627,600	2,510,400	●	2,510,400	2,236,600	273,800	10.9%
11	9,017,000	4,508,500	4,508,500	9,017,000	●	9,017,000	8,802,438	214,562	2.4%
12	2,460,200	1,845,100	615,100	2,460,200	●	2,460,200	2,355,800	104,400	4.2%
13	9,017,000	4,508,500	4,508,500	9,017,000	●	9,017,000	8,914,262	102,738	1.1%
14	1,216,800	529,900	686,900	1,216,800	●	1,216,800	1,129,000	87,800	7.2%
15	1,680,100	1,260,000	420,100	1,680,100	●	1,680,100	1,641,400	38,700	2.3%
16	8,437,000	4,218,000	4,219,000	8,437,000	●	8,437,000	8,411,301	25,699	0.3%
17	2,518,900	1,889,100	629,800	2,518,900	●	2,518,900	2,500,100	18,800	0.7%
18	2,518,300	1,888,700	629,600	2,518,300	●	2,518,300	2,500,900	17,400	0.7%
19	2,515,500	1,886,600	628,900	2,515,500	●	2,515,500	2,503,300	12,200	0.5%
合計	83,637,200	54,732,800	28,904,400	83,637,200	19	83,637,200	74,904,301	8,732,899	

（※1）交付決定額は、補助金確定前の3月変更申請分を除いた金額

（※2）●印は、交付決定額と概算払額が同額となっている補助金等

【事例8 概算払をした補助金等の返還率が30%を超えているもの】

H課（表11 No.1）は、補助対象者の職員配置に係る人件費を対象とした補助金について、令和5年8月に4,347,200円を交付決定し、その全額を概算払するとともに、6年1月に補助対象者から提出された補助金変更申請書を基に1,449,100円を追加交付するとして、補助金変更承認を行い、その全額を概算払しているが、3月に確定した補助金額は2,651,400円となり、結果的に1月に追加交付した補助金額を超える3,144,900円（54%）が返還となっている。

前記のとおり、2回目の概算払の交付に当たっては、当初の交付決定額から1回目の概算払額を差し引いた金額をそのまま交付するのではなく、補助対象者から提出された2回目の概算払請求書等に基づき、補助対象事業の進捗状況等を十分に審査するなどして、適正・適切な額を交付する必要があると認められ、結果として多額の返還が生じている事態は適切とは認められない。

補助金等の交付は完了払が原則とされており、概算払は例外とされていることから、補助金等を概算払により交付する場合は、補助対象者から提出された概算払請求書に添付されている収支予算書等の書類に基づき、概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等を慎重かつ十分に審査する必要がある。

したがって、概算払に係る意思決定の決裁文書を作成しないまま補助金等を交付したり、資金繰りが困難な状況や事業に要する経費の支出時期など、概算払を必要とする理由を裏付ける書類や根拠が不明確なまま補助金等を交付したりしている事態は適切ではない。

また、概算払に当たり、補助対象者が年間を通して必要となる人件費や需用費等の運営に要する経費を年度当初や随時に一括交付したり、補助対象事業の進捗状況等を十分に審査することなく2回目を交付したりしているものについて、多数、多額の返還が生じている事態は適切ではなく、是正改善の必要があると認められる。

3 まとめ

監査に当たっては、令和5年度現年度予算で支出し、年度内に事業が完了した補助金等を対象に監査したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 要綱等に定める申請期日を過ぎて交付申請されているもの
1件 7,400,000円
- (2) 交付決定の前に補助対象事業が開始されているもの
2件 2,807,000円
- (3) 要綱等で定める書類の一部が未提出であったり、不明であったりしているもの
1件 700,000円
- (4) 交付申請に係る書類等に誤りや不備があるにもかかわらず交付決定をしているもの
1件 32,032,000円
- (5) 収支見込額に基づき審査し、交付額の確定を行っているもの
1件 413,000円
- (6) 実績報告の審査が適切ではなく、交付確定額に過不足が生じているもの
4件 2,852,400円
- (7) 概算払の意思決定が不適切なもの
7件 13,094,540円
- (8) 概算払を必要とする理由を裏付ける書類や根拠が不明確なもの
17件 34,397,125円
- (9) 概算払交付額に対する返還率が30%を超えているもの
13件 10,450,362円

前記9件の事態を合計すると、重複を含め47件（104,146,427円）となっており、総数1,533件（2,270,865,998円）の3%、金額の4%を占めている。

第5 意見

補助金等は、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に対価なくして支出するものであり、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、法令等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとされている。

監査した結果、補助金等の交付事務について、交付申請の審査・交付決定の事務、補助金等の概算払の交付事務、実績報告の審査及び交付額の確定の事務において、適正・適切に実施されていない事態が見受けられるとともに、補助金等の概算払については、交付時期や交付額等の審査等が適正・適切に実施されていない事態が見受けられた。

これらの事態は、事務執行の基本的知識及び遵守意識の欠如が一因として考えられ、令和4年度及び5年度の定期監査等結果報告書においても適正な事務執行を要請していたところであるが、改善されたとは認められない。

財務部においては、補助金等の交付事務の根拠となる条例及び基準を所管することから、法令等や関係通知について周知徹底するとともに、再発防止に向けた具体的な改善策を講じるなど、補助金等に係る予算の執行の適正化に向けて厳に取り組まれない。

については、監査で確認された事態を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

- 1 補助金等の交付は、「申請主義」、「書面主義」とされることから、部局等に対して、補助対象者による申請期日の厳守及び要綱等が定める書類の提出を徹底するように指導されたい。
- 2 補助事業は、原則として、交付決定前の着手は認められていないことから、部局等に対して、補助対象者への説明・指導を徹底するとともに、交付申請、交付決定に係る事務を適正・適切に実施するように指導されたい。
- 3 補助金等の交付に係る審査の事務は、補助対象事業が要綱等に定める目的、内容に適合しているか、補助対象事業に要する経費等が適正・適切であるかを審査するものであるから、部局等に対して、審査に当たっては、より適正・適切に行うとともに、補助対象者から提出された書類に誤りや不足等がある場合には、再度提出を求めるなどして適正・適切な審査を行うように指導されたい。
- 4 補助金等の概算払は、完了払の原則の例外であることから、概算払によらなければ補助金の交付の目的を達成できないなどの特別な事情や理由について慎重かつ十分に審査を行うとともに、補助金等の交付に当たっても、多額の剰余金が生じないように、交付時期、交付回数、交付額の審査を適切に行うよう、部局等に対して指導されたい。
- 5 実績報告、交付額の確定等の事務において、審査や経費の算定等が十分ではない事態が多数見受けられたことから、実績報告の審査に当たっては、補助対象事業の収支が確定した収支計算書等に基づいて実施することを徹底するとともに、各種書類に基づき補助対象事業の成果が交付決定の目的や内容等の条件に適合しているかなどについて、より適正・適切に実施するよう、部局等に対して指導されたい。
- 6 補助対象者に交付した概算払において多額の返還が生じていたり、経費の算定等において誤りが生じたりしている事態は、部局等による審査が十分でないことも一因であるが、補助対象者においても概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等が適正・適切でなかったり、実績報告書に誤りがあつたりしていることも一因であることなどから、補助対象者による概算払請求を適切なものとさせたり、経費の算定等を正確なものとさせたりするよう、部局等に対して指導されたい。

